

1. 基本理念・目標・意義

- ・行田市において景観づくりを進めるにあたり、全体のコンセプトとなる基本理念、景観づくりが目指す目標、景観づくりを進める意義を以下のように設定する。

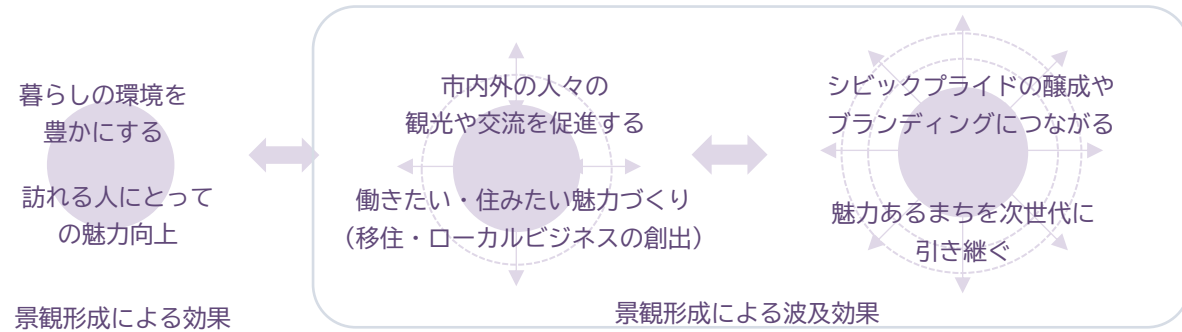
（1）基本理念

ともにつくる
愛着と誇りを紡ぐまち 行田

（2）目標

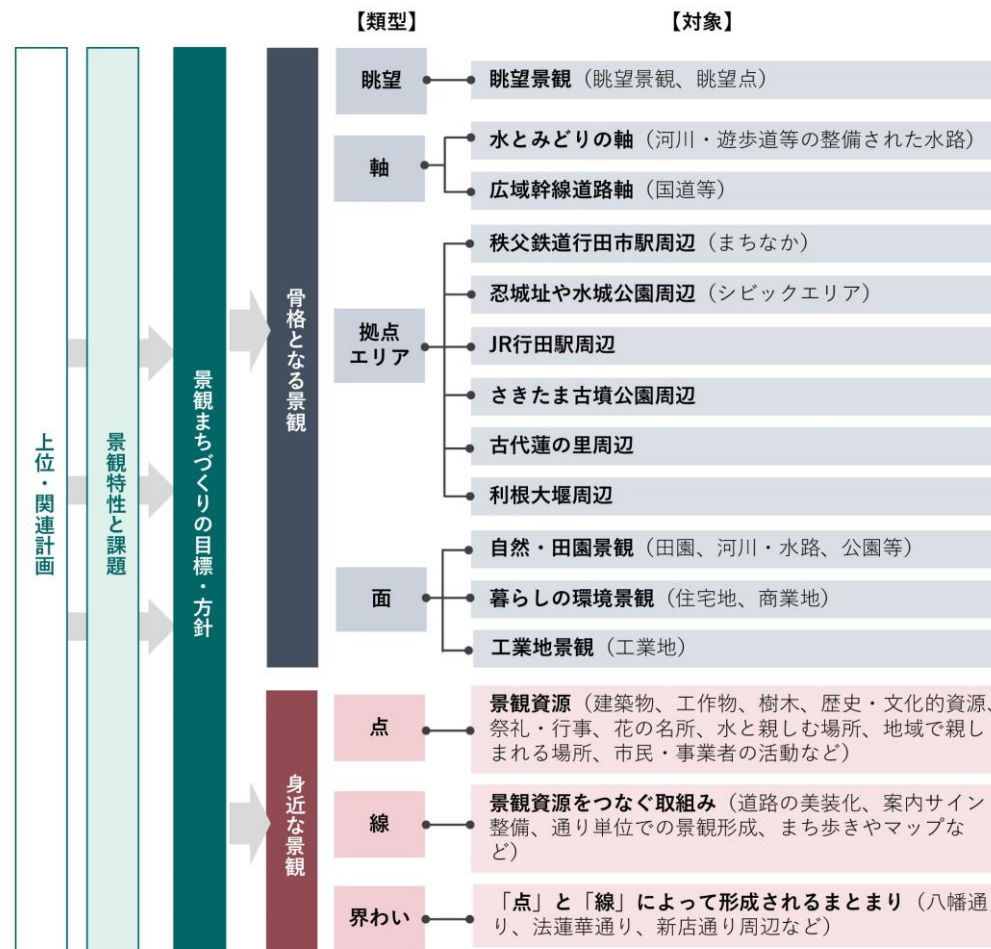
1. 暮らし・生業の基礎である自然・田園環境を守り、育む
2. 受け継がれてきた歴史・文化の蓄積をいかし、次世代に継承する
3. 地域固有の資源をいかし、身近な暮らしの環境を豊かにする
4. 市民・来訪者に親しまれ賑わう、市の顔となるエリアを形成する
5. 共有、参加、協働により、景観まちづくりをともに積み重ねる

（3）意義



2. 景観づくりの対象

- ・上位関連計画や景観特性等をふまえ、右図のように景観づくりの対象を類型化し、景観形成を進める。



3. 景観づくりの方針

（1）骨格となる景観づくり

- ・景観法に基づく届出・協議による誘導を基本に、骨格となる景観づくりを行う。
→詳細は、【基準編】として資料3でご提示
- ・地域の状況や位置づけに応じて、重点地区等の指定により、積極的な景観づくりを推進する。
- ・ビジョン編においては、類型（眺望・軸・拠点エリア・面）ごとに景観形成の基本的な方向性を示す。
→詳細は、参考資料2でご提示

類型別方針（一部抜粋）

2. 骨格となる景観づくりの方針

1) 眺望

（1）眺望景観

◆特徴的な景観

- 広々とした平坦な地形が特徴の本市は、北に赤城山、男体山、日光白根山～皇海山などの特徴ある山容の山々、西におだやかな稜線を持つ奥秩父連峰、東に筑波山、南に富士山など、東西南北に多様な山・山並みを望むことができます。
- これらは、市内の小中学校校歌にも多く歌われており、関東平野の中央部に位置する本市の広域的な位置づけを暮らしの中で認識させてくれる景観です。



のびやかな田園の背後に望む奥秩父連峰への眺望



のびやかな田園の背後に望む奥秩父連峰への眺望

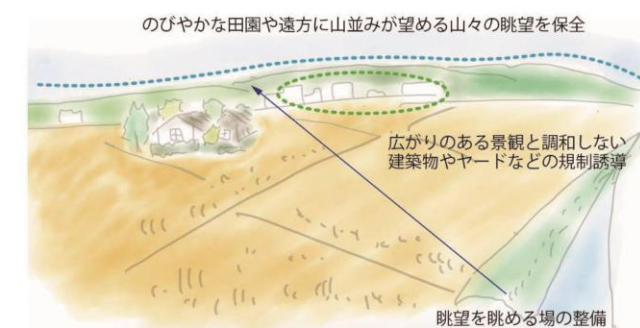


幹線道路のアイストップに望む富士山への眺望

◆景観づくりの方針

のびやかな田園風景と遠方に山並みが望める眺望景観の維持・形成

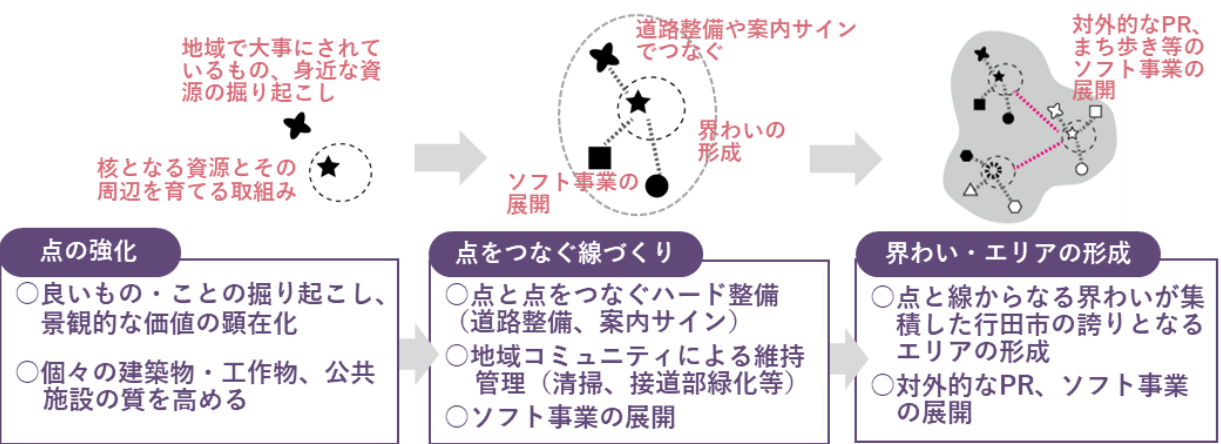
- 眺望景観の前景となる建造物等の高さや色彩の誘導による眺望景観の保全
- 山並みの連続性やアイストップに望むシンボル性に配慮した景観づくり
- 眺望しやすく、周辺環境に調和した視点場づくり



(2) 身近な景観づくり

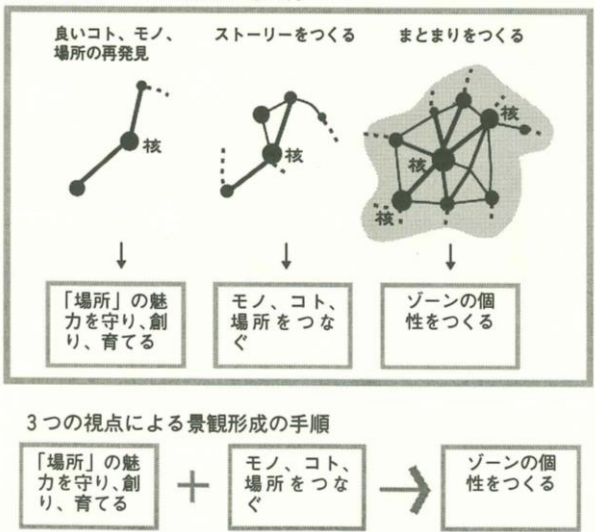
- ・景観形成基本計画（平成 11 年策定）で掲げる景観形成の 3 つの視点（点→線→面）を継承し、身近な景観資源を界わいの個性に繋げる景観づくり施策を推進する。
- ・場所により特性や景観資源、取組の状況は様々であることから、景観まちづくりに取組む個人や団体が、取組の段階に応じて、活用・参加しやすいステップアップ型の施策を構築する。
→具体的な施策については、【行動計画編】として、次回の委員会でご提示

■身近な景観づくりの方針



(参考) 行田市景観形成基本計画における景観形成の基本的な考え方

- 第 1 の視点
市内に散在する良いコト、良いモノ、良い場所を再発見してその場所をまちづくりの種と考えて保全・継承し、景観的に育てていく。
- 第 2 の視点
歩行ルート、水路（水路軸）、街路樹（街路軸）、サインやイベント等により、景観形成した個々の「場所をつなぐ」。また、古代、近世、近代の歴史がわかるようにして「時をつなぎ」、さらに、市民参加で各種の景観に関わる「人をつなぐ」。このように、まちの中に景観的な脈絡をつくっていく。
- 第 3 の視点
個々の場所の特徴を守り、創り、育て（第 1 の視点）、その場所と時と人をつないでいく（第 2 の視点）ことを計画的に推進していくことにより、地域毎の個性をわかりやすく、身近なものにしていく。地域を訪れた人が、歩いてみて「ちょっと良いな」と感じ、少し歩いてまた「あそこにも」と似た特徴を感じ取ることによって、地域全体の特徴やまとまりを印象づけることが可能になる。このような景観まちづくりによって、市内の中心市街地、周辺市街地、農村地域の各ゾーンの良さを守り、創り、育て、各ゾーンのまとまりと個性をつくっていく。



4. 重点地区指定の考え方

(1) 重点地区とは

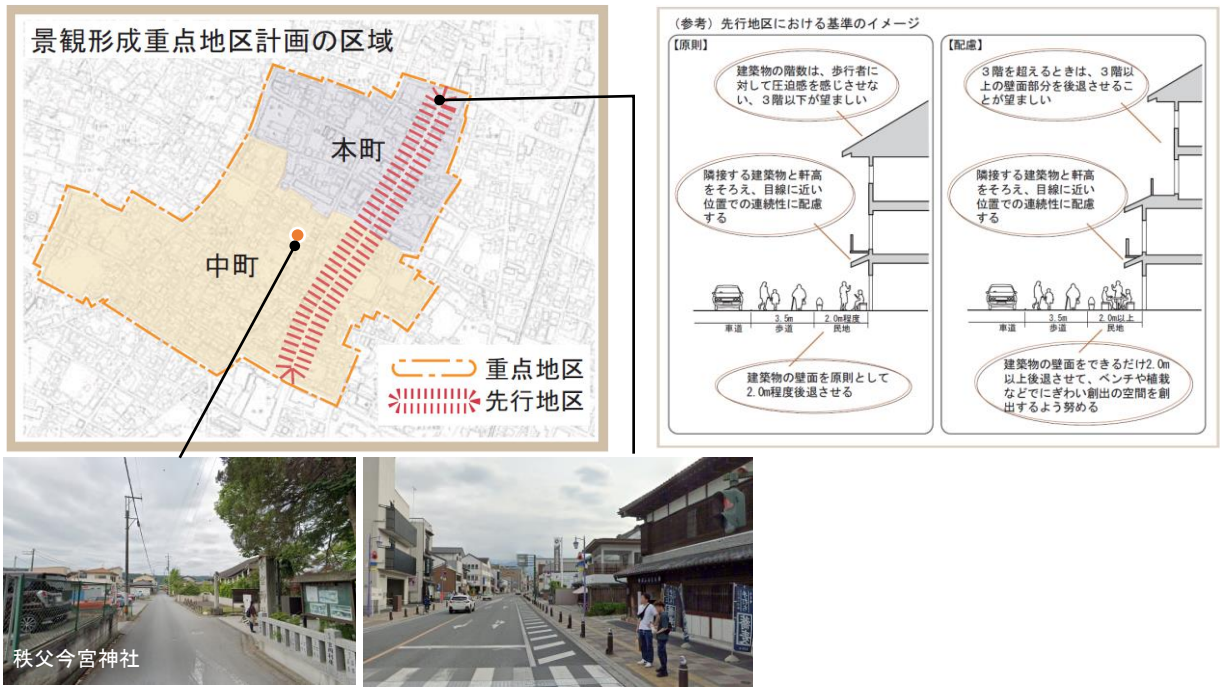
- ・景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置付けられた地区。地区内において、全市とは異なるルールを適用し、地区の特性や目指したい姿に応じた景観誘導を行うことを目的として設定する。

(参考) 他都市事例【秩父市 本町・中町景観形成重点地区】

- ・H20.4、全市景観計画・条例施行／H20.12、本町・中町景観形成重点地区計画施行。
- ・区域内に先行地区を定め、地区全体の共通基準に加え、細やかな基準、努力事項を定めている。

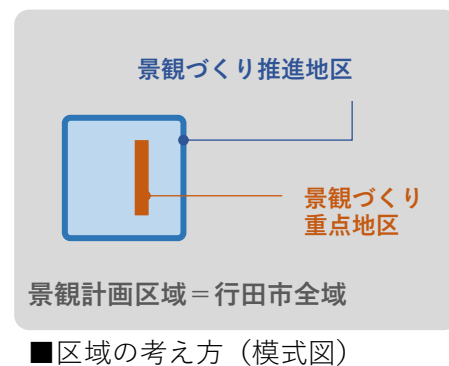
■主な届出対象行為、規模

届出対象行為	本町・中町の全域	先行地区	秩父市全体
建築物の新築等	建築面積が 150 ㎡を超えるもの	建築面積が 10 ㎡を超えるもの	3 階以上若しくは延べ床面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物の新築等	高さが 10m を超えるもの	高さが 4 m を超えるもの	高さが 15m を超えるもの



(2) 本市における指定の考え方

- ・本市においては、観光や地域のより所となる資源が点在しており、資源周辺の界限性の創出や資源同士の結びつきを強化し、市全体の魅力を高め、賑わい創出につなげるのが課題となっている。
- ・拠点や軸等、重要なエリアに狙いを定め、建築物・工作物、屋外広告物、公共施設等の景観誘導やその他景観施策に取り組む。
- ・下記の考え方で重点的に取り組むエリアの候補を抽出し、景観計画に位置付けた上で、優先度の高いエリアから指定の検討を進める。



■エリアの区分

重点的に景観誘導を図るエリア		抽出要件
景観づくり 推進地区	・ 公共施設の立地状況や公共事業の蓄積を踏まえ行政主導で指定	☐ 上位関連計画において拠点等の位置づけがある ☐ 行田市らしい景観特性（シンボル・歴史性・まとまったみどり・景観特性の一定の広がり・観光資源等）がある ☐ 市の顔となる空間ポテンシャルがある ☐ 公共施設の集積・公共整備の蓄積がある ☐ 予期せぬ開発による景観変化の懸念がある
景観づくり 重点地区	・ 市民や事業者等、民間まちづくりの機運の高まりを受けて指定	☐ 地域による活動の蓄積や機運の高まりがある ☐ 行田市らしい景観特性（シンボル・歴史性・まとまったみどり・景観特性の一定の広がり・観光資源等）がある

(3) 候補となるエリア

- ・都市構造や歴史文化、水みどり等の景観資源の集積、これまでの公共／民間による事業・活動の蓄積を踏まえ、候補となるエリアを下表の通り提示する。

■候補となるエリア

区分	エリア	ねらい 地区とすることも検討)
推進地区	行田市駅周辺 まちなかエリア	・まちにぎ計画の考え方の継承と発展（モデル地区の方針、具体的施策・空間の考え方、事業推進・マネジメントの考え方等）
重点地区		・八幡通りにおける取組を位置づけ、継続・発展と他地区への波及を推進
推進地区	忍城址・市役所 周辺行政・文化 エリア	・シンボリック資源である忍城址及び水城公園の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・公共施設（市役所、観光案内所、公園通りの植栽・舗装、公園内の建築物・工作物等）のデザインの統一や質的向上
推進地区	さきたま古墳・ 古代蓮の里周辺 古代歴史エリア	・シンボリック資源であるさきたま古墳及び古代蓮の里の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・公共施設（公園内の建築物・工作物・舗装・サイン等）のデザインの統一や質的向上
推進地区	行田駅周辺エリ ア	・再整備された駅前広場を中心としたまとまりある景観を維持するための建築物、工作物、広告物の景観誘導
推進地区	利根大堰周辺 水辺エリア	・シンボリック資源である利根川および利根大堰を活かし、観光や自然を保全活用する取組の拠点性の向上
推進地区	各エリアを結ぶ 道路や河川・水 路	・道路（舗装、構造物、植栽）、河川（構造物、植栽、親水空間）、サインのデザインの統一や質的向上 ・拠点を結ぶ路線（JR 行田駅～水城公園、公園通り、古墳通り） ・拠点を結び、親水空間整備の蓄積がある河川（忍川・新忍川・酒巻導水路等）等

＜候補となるエリアの位置図＞

